建設通信新聞　2013/5/17

調査基準価格の見直し

都道府県・政令市に要請

国交省・総務省　適用状況を調査

　国土交通省と総務省は16日、直轄工事で低入札価格調査基準価格を見直したのを踏まえ、各都道府県・政令市でも適切に見直すよう通知した。同日には中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の算定モデルも改定しており、モデルに沿って対応している地方自治体も多いことから、国交省でも今後見直し状況をフォローアップする考え。今秋までに調査する意向だ。

　直轄工事での低入札価格調査基準価格の見直しでは、これまでの算定式が直接工事費の95％、共通仮設費の90％、現場管理費の80％、一般管理費の30％の合計額に1・05を掛けた金額としていたものを、一般管理費を55％に引き上げている。中央公契連モデルでも同様に改定している。

　通知では、算定式の見直しを踏まえた適切な対応を求めるとともに、都道府県内の各市区町村に対しても周知を要請。また、各議会の議長にも合わせて通知したほか、他省庁や独立行政法人にも事務連絡を送付した。

　国交省は、要請を踏まえた対応が実施されているか都道府県と政令市に調査する方針だ。今後1カ月ほどで引き上げる意向などを確認した上で、秋までに各自治体の動向をまとめる予定。今後開く監理課長等会議などの場でも説明していく。

　調査基準価格の算定式に2011年中央公契連モデルを採用・準用・準拠している都道府県は33都府県。また独自モデルを採用するのは12道県あり、そのうち中央公契連モデルの水準以上は11道県にのぼっている。調査では、モデルを活用している自治体やモデルの水準未満の自治体の対応状況などを対象にする見込み。調査を踏まえ、調査基準価格を改定しない自治体にも対応を働き掛けたい考えだ。

建設工業新聞　2013/5/17

低入札基準引き上げ

国、自治体に拡大へ

総務・国交省通知　公契連モデルも改定

公共工事の低入札価格調査制度で、調査基準額の算定式にある一般管理費の割合（係数）を引き上げる動きが国土交通省を皮切りに拡大する。総務、国交両省は都道府県・政令市に国交省の引き上げを踏まえた見直しを要請する通知を16日付で行った。農林水産省は既に国交省と同様の引き上げを実施。16日以降に入札公告を行う工事から適用するよう省内各部局（内局）や林野庁、水産庁といった外局すべてに通達を出した。

今回の見直しでは、調査基準価格の算定式のうち一般管理費の係数を従来の30％から55％に高めた。これにより調査基準価格は平均で予定価格の86％から88％に上がるという。国交省は16日に運用を開始。国の発注機関が参加する中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）の算定式モデルも同様の見直しが16日付で行われた。

都道府県・政令市への通知は総務省自治行政局長と国交省土地・建設産業局長の連名で行われた。国交省は今後、通知を踏まえた各自治体の対応状況を調査する予定だ。併せて関連業界団体にも見直し実施を通知した。

調査基準価格の算定式に中央公契連モデルを採用している都道府県は多く、モデル採用団体とモデルの水準以上の独自算定式を使用している団体は計44団体に上る。

農水省はこれまで国交省と同様、予定価格を構成する直接工事費の95％、共通仮設費の90％、現場管理費の80％、一般管理費等の30％を合算した額に消費税分を上乗せし、予定価格の70～90％の範囲で調査基準価格を設定してきた。見直しにより調査基準価格は予定価格の85～86％から2～3％上昇するとみている。